

議案第 174 号

京都府市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及び京都府市町村職員退職手当組合同約の変更について

令和 3 年 4 月 1 日から、京都府市町村職員退職手当組合に相楽東部広域連合を加入させ、京都府市町村職員退職手当組合同約を別記のとおり変更することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 290 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 2 年 11 月 26 日提出

京丹後市長 中山 泰

提案理由

京都府市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体に相楽東部広域連合を加え、京都府市町村職員退職手当組合同約を変更することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 209 条の規定により、議会の議決を求めるものである。

(別記)

京都府市町村職員退職手当組合同規約の一部を改正する規約

京都府市町村職員退職手当組合同規約（昭和37年京都府指令7地第1705号許可）の一部を次のように改正する。

第2条中「及び市町村の一部事務組合」を「並びに市町村の一部事務組合及び広域連合」に改める。

別表中「宮津与謝消防組合」の次に「、相楽東部広域連合」を加える。

附 則

この規約は、令和3年4月1日から施行する。

京都府市町村職員退職手当組規約の一部を改正する規約 新旧条文対照表

現行	改正案	内 容
<p>(組合を組織する地方公共団体)</p> <p>第2条 この組合は、別表に掲げる市町村<u>及び市町村の一部事務組合</u> (以下「組合市町村」という。)をもって組織する。</p> <p>別表 (第2条関係)</p> <p>綾部市、宮津市、向日市、京田辺市、京丹後市、南丹市、木津川市、大山崎町、久御山町、井手町、宇治田原町、笠置町、和束町、精華町、南山城村、京丹波町、伊根町、与謝野町、国民健康保険山城病院組合、木津川市精華町環境施設組合、国民健康保険南丹病院組合、船井郡衛生管理組合、与謝野町宮津市中学校組合、乙訓環境衛生組合、相楽中部消防組合、乙訓福祉施設事務組合、京都府市町村議会議員公務災害補償等組合、相楽郡広域事務組合、京都府自治会館管理組合、乙訓消防組合、宮津与謝消防組合</p>	<p>(組合を組織する地方公共団体)</p> <p>第2条 この組合は、別表に掲げる市町村<u>並びに市町村の一部事務組合及び広域連合</u> (以下「組合市町村」という。)をもって組織する。</p> <p>別表 (第2条関係)</p> <p>綾部市、宮津市、向日市、京田辺市、京丹後市、南丹市、木津川市、大山崎町、久御山町、井手町、宇治田原町、笠置町、和束町、精華町、南山城村、京丹波町、伊根町、与謝野町、国民健康保険山城病院組合、木津川市精華町環境施設組合、国民健康保険南丹病院組合、船井郡衛生管理組合、与謝野町宮津市中学校組合、乙訓環境衛生組合、相楽中部消防組合、乙訓福祉施設事務組合、京都府市町村議会議員公務災害補償等組合、相楽郡広域事務組合、京都府自治会館管理組合、乙訓消防組合、宮津与謝消防組合、<u>相楽東部広域連合</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広域連合の加入に伴う規定の整理 ・ 組合を組織する地方公共団体の追加